

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターに関する取組について

(令和 7 年 4 月 11 日)

内閣府男女共同参画局

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

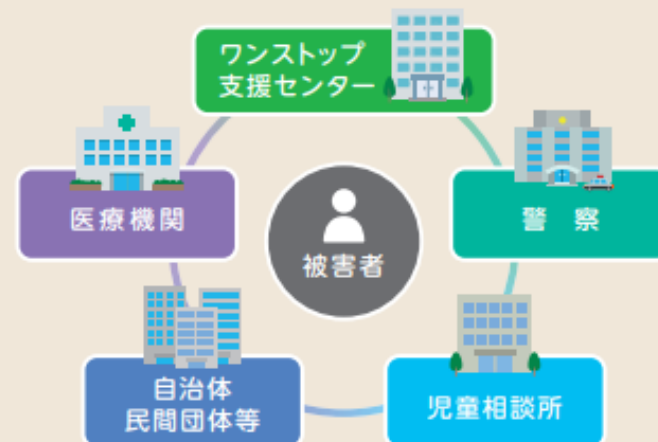
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目 的 役 割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 (か所数)

・47都道府県
(52か所)

機 能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運 営

- ・内閣府から、都道府県等に対し
「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和7年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・69,100件(令和5年度)

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）における ワンストップ支援センターに関する記載

○**第5次男女共同参画基本計画**（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

（2）具体的な取組

- ⑧ **性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター**について、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など**運営の安定化及び質の向上を図る**。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、**相談につながりやすい体制整備を図る**。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。【内閣府、厚生労働省、関係府省】

※ **第4次犯罪被害者等基本計画**（令和3年3月30日閣議決定）においても、同様の取組を記載。

※ さらに、**こども大綱**（令和5年12月22日閣議決定）においても、こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する旨を記載。

ワンストップ支援センターの設置促進等の経緯

平成22年	12月	「第3次男女共同参画基本計画」	➡ ワンストップ支援センターの設置促進
平成23年	3月	「第2次犯罪被害者等基本計画」	
平成24年	3月	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」 (内閣府犯罪被害者等施策推進室(警察庁へ移管))	
平成27年	12月	「第4次男女共同参画基本計画」	センター数：25
		➡ 目標：全ての都道府県でセンター「1か所以上」	
平成29年		○性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設 「設置促進」と「運営の安定化」	
平成30年	10月	○全ての都道府県でセンター「1か所以上」を実現	センター数：47
令和2年	6月	「性犯罪・性暴力対策のための強化の方針」	
	10月	○全国共通番号「#8891」(はやくワンストップ)の運用を開始	
	12月	「第5次男女共同参画基本計画」	
		➡ 目標：全ての都道府県で「365日緊急対応」	
令和3年	10月	○夜間休日コールセンターの設置 (全ての都道府県で「365日緊急対応」を実現)	センター数：52
令和4年	11月	○全国共通番号「#8891」(はやくワンストップ)の通話料を無料化	
令和5年	3月	「性犯罪・性暴力対策のための更なる強化の方針」	
	7月	「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」	
		➡ こども・若者、男性被害者支援の充実	

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター
全国共通番号(R2.10～)
通話料無料化(R4.11～)



「# 8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター(R3.10～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」
(R2.10～)



キュアタイム

検索

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

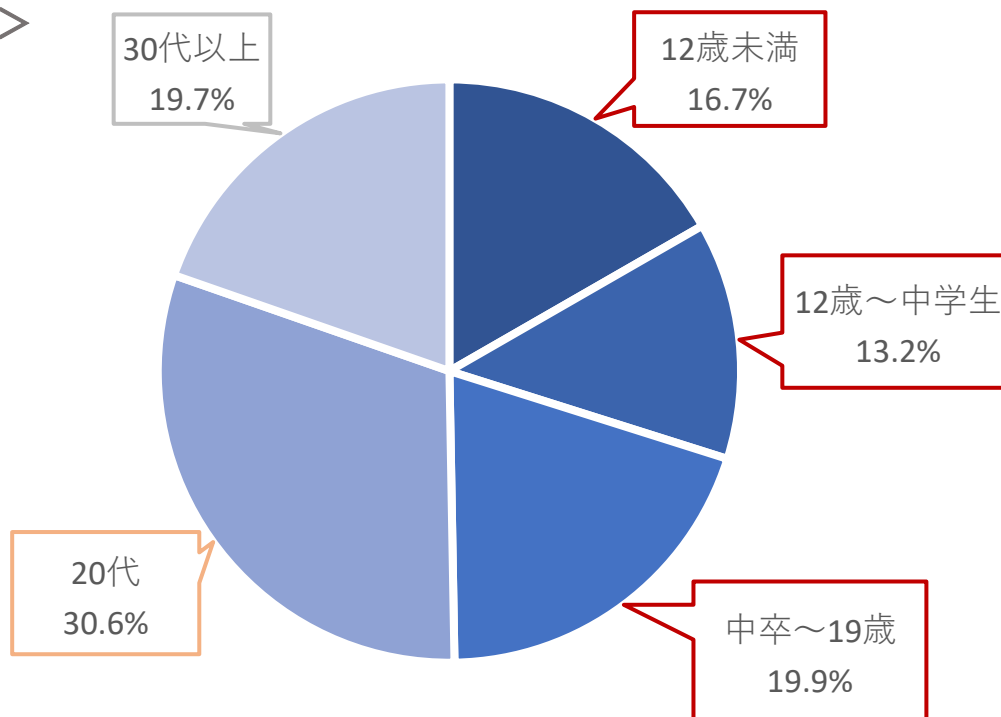
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



N=539

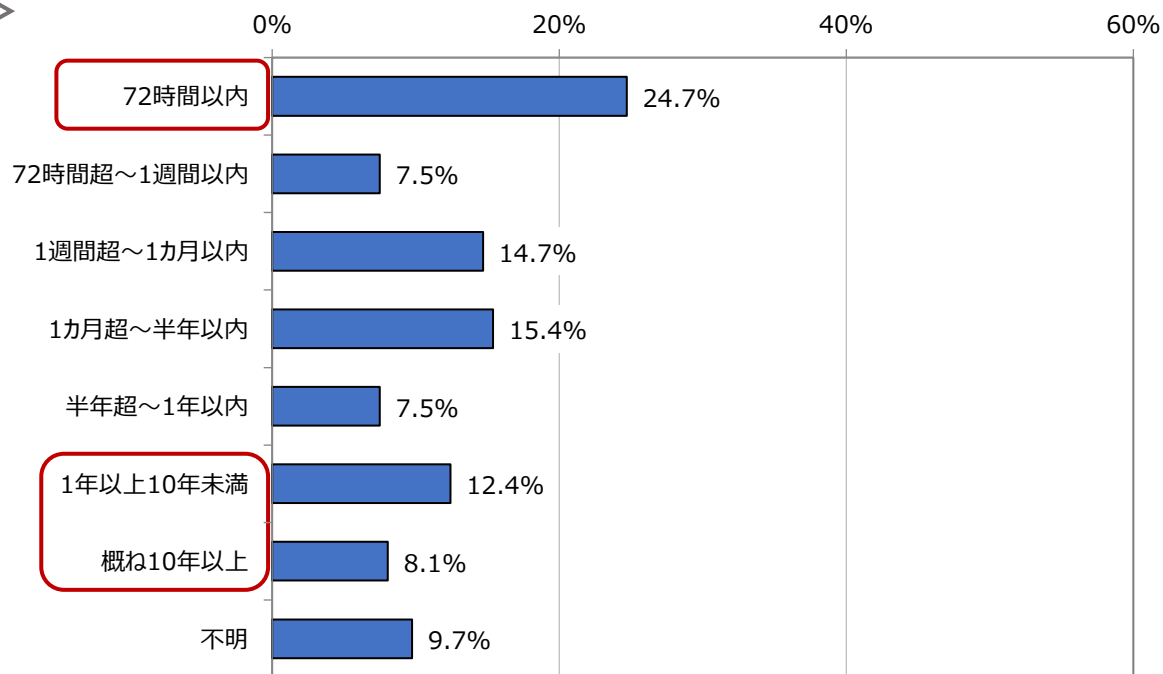
※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。
一方で、「1年以上10年未満」・「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、
被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

相談までに要した時間

<面談>



N=708

(令和4年6月～8月)

ワンストップ支援センターを核とする地域の被害者支援体制の充実 － 課題と対応について －

<課題>

1 センター運営の安定化と支援の質の向上

- 支援員の待遇改善等を通じた人材の確保
- 24時間・365日対応の確保
- 全国で必要な支援を受けられる環境の整備

2 医療機関との連携・協力

- ワンストップ支援センターと連携・協力し、医療的支援を提供できる医療機関の確保
- 産婦人科のほか、多様な診療科(小児科、精神科、泌尿器科等)の関係者の理解促進

3 関係機関との連携

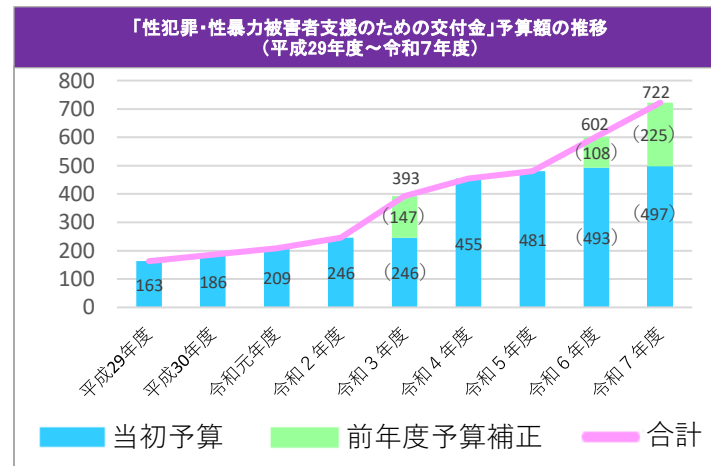
- 地域の関係機関(警察、被害者支援センター、病院、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等)との安定的な連携関係の構築

※ 行政が現場任せにせず、積極的に役割を果たすことが必要

<対応>

○ 交付金による継続的支援

- ・ 支援員の適切な処遇、人材の確保
- ・ 交付対象となる経費を明確化(R7年度～)
(連携・協力する医療関係者等に対する謝金、負担金等)



- 医療関係者に対する周知・協力依頼
- 関係機関とのネットワーク化の加速
- センターの支援状況の継続的把握

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度当初予算額 497百万円】
(令和6年度予算額 493百万円 補正予算額 225百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

〔交付先〕 都道府県、政令指定都市、中核市

〔対象経費（交付率）〕 ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

(1) 相談センターの運営費等（1/2）

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携 等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等（1/3）

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費 等

(3) A V出演被害防止・救済に関する法的支援（全額）

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

交付金の対象となる経費(例)

○ 連携・協力する医療関係者等に対する謝金、負担金等

- 病院拠点型センターとして医療機関内で相談センター業務を行うことに伴う管理経費（医療機関への負担金）
- 相談員等が同行支援を行う場合の医療機関への負担金
- 支援センターとの連絡・受入れ等の体制を特に整備する医療機関への負担金
- 夜間等の緊急対応を行う又はそのために待機する医師等への謝金
- 証拠採取を行う医師等への謝金
- カウンセリング・医療相談等を行う医師等への謝金
- 相談センターによるコーディネート等に対し、助言・指導等を行う医師等への謝金

医療機関のみならずへ

性暴力の被害者に気付いたら…
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療機関との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- ・レイプ（膣、肛門、口腔への挿入被害）、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- ・レイプドラッグなどによる被害もあります。
- ・被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。

性暴力は、「性犯罪」となる
場合もあります

例えば…

- ☑ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☑ 性的姿勢等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科 救急科 小児科
泌尿器科 肛門外科 外科
耳鼻咽喉科 精神科 心療内科

などを受診する可能性があります。

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



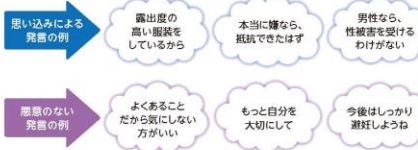
コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。



性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



できること
ワンストップ
支援センターが

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに行きます。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

全国共通番号「#8891」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。
(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

短 編 → #8891 → ひかり電話 → 0120-8891-77 通話料無料 24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/leaflet_2024_02.pdf



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

03-5253-2111 (代表)

厚生労働省医政局総務課

03-5253-1111 (代表)

全国のワンストップ支援センターの支援の質の向上のための取組

研修機会の提供

○研修の実施・オンライン研修教材の提供

- 【目的】 ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上
- 【対象】 相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者等
- 【テーマ】 性暴力被害者支援の基本的姿勢・留意点、SNS相談、医療現場における初期対応、刑法改正を踏まえた心理的支援・法的支援、障害者・男性等の多様な被害者支援 等



支援ノウハウの共有

○支援事例集の配布

- 【目的】ワンストップ支援センターにおける適切な支援の提供
- 【対象】ワンストップ支援センター、都道府県等所管課、関係省庁
- 【テーマ】 子供や若年層の性被害(令和2年度)、障害者、男性等に対する支援(令和3年度)、こども・若者の性犯罪・性暴力被害(令和5年度)



センター間のネットワーク構築

○全国ネットワーク会議の開催

- 【目的】 全国のワンストップ支援センター間のネットワーク構築、相互の連携や学び合いの促進
- 【内容】 地域における関係機関との連携等に関する好事例の横展開等



ワンストップ支援センターと関係機関とのネットワークの構築 今後の取組の方向性

各地域における被害者支援の充実のため、以下の取組事例も踏まえ、行政が主体的にワンストップ支援センターと関係機関とのネットワークの構築に取り組むことを推進する。

1 自治体における政策上の位置づけ

→ 条例や計画を根拠にセンターを整備し、関係機関と連携

(条例で規定する例)

- A県: ワンストップ支援センターの設置条例
- B県: 性暴力の根絶等に関する条例
 - 性暴力被害者支援に関する総合的窓口(センター)の設置とその周知、センターの業務、関係機関との連携等を規定

(男女共同参画計画※に記載する例)

- C県: 男女共同参画計画
 - 性暴力被害者支援のための相談窓口(センター)の設置、関係行政機関、医療機関、弁護士との連携、相談窓口の周知、職員の研修等を記載

※ 基本法に基づき、国の定める基本計画を勘案し策定する計画

2 関係機関との連携の枠組み

→ 連携協定の締結、連携のための会議の開催などにより、センターを中心に連携

(関係機関と連携協定を締結する例)

- D県: 県が警察、医師会、弁護士会と協定を締結
- E県: 県が警察、産婦人科医会、臨床心理士会、弁護士会と協定を締結

(連携のための会議を開催する例)

- F県: 関係機関からなる調整会議を開催(年1~2回)
(自治体、センター、警察、検察、産婦人科医会、看護協会、法テラス、弁護士会、児童相談所、社会福祉士会等)